

懸賞付定期預金

(スーパー定期)

1. 商品名	懸賞付定期預金
2. 預入対象	個人組合員の方
3. 受付期間	2月1日から3月31日の間で募集案内にてお知らせする期間
4. 預入期間	3年
5. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額※	一括でのお預入れ 500万円 ※スーパー定期、大口定期のいずれか、お一人様1契約となります
6. 満期時の取扱い	自動解約 元利金は、満期日に当組合普通預金口座へ振替入金します
7. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払 (3) 計算方法	特別金利を適用します（募集案内にてお知らせする金利） 6か月ごと複利計算し満期日に一括して支払います 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
8. 税金※	源泉分離課税20%（国税15%・地方税5%） ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの25年間は復興特別所得税が追加課税されることにより、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります
9. 手数料	不要
10. 懸賞について (1) 賞品 (2) 当選本数 (3) 抽選権 (4) 抽選時期 (5) 抽選場所	3万円相当（税引後）のギフトカード 賞品にかかる税金は当組合が負担します 当選者の発表は商品の発送をもって代えさせていただきます 200本（応募総額40億円の場合） 500万円を1口として1本の懸賞金抽選権がつきます 定期預金を抽選日までに中途解約された場合、抽選対象から除きます 契約日の翌年7月 神戸市職員信用組合
11. 付加特約等	① 総合口座の担保対象（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%を上乗せ） ② マル優の適用対象
12. 預金保険について	適用対象（1人当たり他の適用預金と合算して元本1,000万円までとその利息等が保護対象）

12. 中途解約利率	<p>以下の中途解約利率（小数点第3位有効（小数点第4位は切捨））により計算</p> <p>＜預入期間が1年の場合＞</p> <p>① 6か月未満 解約日における普通預金の利率 ② 6か月以上 約定利率×50%</p> <p>ただし、②の中途解約利率が解約日における普通預金の利率を下回るときはその普通預金利率</p> <p>＜預入期間が3年の場合＞</p> <table> <tbody> <tr> <td>① 6か月未満</td> <td>解約日における普通預金の利率</td> </tr> <tr> <td>② 6か月以上1年未満</td> <td>約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td>③ 1年以上1年6か月未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>④ 1年6か月以上2年未満</td> <td>約定利率×60%</td> </tr> <tr> <td>⑤ 2年以上2年6か月未満</td> <td>約定利率×70%</td> </tr> <tr> <td>⑥ 2年6か月以上3年未満</td> <td>約定利率×90%</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、②～⑥の中途解約利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金利率によって計算します</p>	① 6か月未満	解約日における普通預金の利率	② 6か月以上1年未満	約定利率×40%	③ 1年以上1年6か月未満	約定利率×50%	④ 1年6か月以上2年未満	約定利率×60%	⑤ 2年以上2年6か月未満	約定利率×70%	⑥ 2年6か月以上3年未満	約定利率×90%
① 6か月未満	解約日における普通預金の利率												
② 6か月以上1年未満	約定利率×40%												
③ 1年以上1年6か月未満	約定利率×50%												
④ 1年6か月以上2年未満	約定利率×60%												
⑤ 2年以上2年6か月未満	約定利率×70%												
⑥ 2年6か月以上3年未満	約定利率×90%												
13. 金利情報	ホームページにてご覧いただくか、窓口にお問い合わせください												
14. 苦情処理措置 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> 苦情処理措置 <p>ご契約内容や商品に関する苦情等は、本店または下記の窓口にお申し出ください</p> <p>【神戸市職員信用組合総務部】 078-984-0500</p> <p>受付日：月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く） 受付時間：午前8時45分～午後5時30分</p> <ul style="list-style-type: none"> 紛争解決措置 <p>東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）、 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合総務部またはしんくみ相談所にお申し出ください</p> <p>【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】</p> <p>受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時</p> <p>電話：03-3567-2456 住所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5</p> <p>詳しくはホームページの「苦情処理・紛争解決措置の概要について」をご覧ください</p>												